

第 47 号議案

件 名	令和 3 年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について
提 案 理 由	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 11 条第 1 項及び第 13 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり諮問したいので審議願います。
概 要	<p>諮問事項</p> <ol style="list-style-type: none">1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について

(義務教育指導課)

令和3年度埼玉県教科用図書選定審議会に対する諮問事項

- 1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について

市町村教育委員会等が行う教科用図書の採択に対して、県教育委員会が行う指導、助言又は援助の基本的考え方に関して、どのような点に留意すべきか、答申していただくようお願いするものである。

- 2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について

県立義務教育諸学校で使用する教科用図書採択の基本的考え方について、どのような点に留意すべきか、答申していただくようお願いするものである。

県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方

市町村教育委員会等の行う教科用図書の採択については、教育基本法、学校教育法、小学校・中学校・特別支援学校学習指導要領を踏まえ、関係法令や通知等に基づく公正かつ適正な採択が行われるよう、以下の考え方にに基づき指導、助言又は援助を行う。

1 全般的事項

- (1) 教科用図書の十分な調査研究を行い、関係者がその判断と責任のもと、自らの見識や判断等を基に、慎重かつ十分な協議を重ねることが重要であること。
- (2) 協議に当たっては、児童生徒にとっての教育上の効果及び地域や学校、児童生徒の実態を考慮することが重要であること。
- (3) 県が行う指導、助言又は援助の内容は、市町村教育委員会等の主体性を損なわないように留意することが重要であること。
- (4) 「『質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】』の周知徹底について（通知）」（平成28年10月21日付け教義指第682号）を踏まえ、教科書採択の公正性・透明性を高めるようにすることが重要であること。

2 資料の作成

採択の対象となる全ての教科用図書について、調査研究を行い、市町村教育委員会等の一般的な指針となるよう配慮しながら作成すること。

3 その他

- (1) 様々な働き掛けにより公正かつ適正な採択に支障を来たすことがないよう、静ひつな環境の確保に努めることが重要であること。
- (2) 教科書採択への疑念を生じさせないよう、会議の公開・議事録の公表を行い、透明性の確保に努めることが重要であること。
- (3) 調査研究において、より広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえることに努めること。

県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の 基本的考え方

埼玉県立義務教育諸学校において使用する教科用図書の公正かつ適正な採択の確保を図るため、県立義務教育諸学校の教科用図書の採択に当たっては、以下の考え方に基づいて行う。

1 基本的な態度

- (1) 教育基本法、学校教育法、小学校・中学校・特別支援学校学習指導要領、埼玉県5か年計画、埼玉県教育振興基本計画及び埼玉教育の振興に関する大綱の内容を踏まえ、教科用図書を採択する。
- (2) 教科の主たる教材として、児童生徒にとって教育上効果的なものとなるよう、学校の特色や児童生徒の実態に即した教科用図書を採択する。その際、以下の2に示す「基本となる条件」及び3の「調査研究の観点」を踏まえ、教科用図書の十分な調査研究を行う。
- (3) 県立特別支援学校の教科用図書については、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を考慮して採択する。

2 基本となる条件

- (1) 組織・配列・分量について
学習指導を進める上で、内容の組織・配列・分量が効果的であること。
- (2) 内容について
 - ア 各教科
 - (ア) 知識及び技能が習得されるようにするための効果的な工夫がなされていること。
 - (イ) 思考力、判断力、表現力等を育成するための効果的な工夫がなされていること。
 - (ウ) 学びに向かう力、人間性等をかん養するための効果的な工夫がなされていること。
 - イ 特別の教科 道徳
 - (ア) 現代的な課題などの題材を教材として取り上げる上での効果的な工夫がなされていること。
 - (イ) 発達の段階に即しつつ、深く考えさせ、ねらいを達成するための効果的な工夫がなされていること。
 - (ウ) 「考え、議論する道徳」を通して道徳性を育成する効果的な工夫がなされていること。
- (3) 学習指導要領の教科の目標を達成するための工夫について
学習指導要領の教科の目標を達成するための効果的な工夫がなされていること。
- (4) 資料について
地図・挿絵・写真・図表・数表・索引等が必要に応じて用意され、児童生徒に理解しやすいものであること。
- (5) 表記・表現について
 - ア 記号・用語・単位等が、児童生徒に理解しやすいものであること。
 - イ 表現が明確で、児童生徒に理解しやすいものであること。

3 調査研究の観点

- (1) 学校の教育目標の達成に向け、適切であること。
- (2) 学校の特色、児童生徒の実態及び保護者等の意見を踏まえたものであること。
- (3) 児童生徒の生活、経験及び興味・関心等に対する配慮がなされていること。



教義指第682号
平成28年10月21日

各市町村教育委員会教育長
県立伊奈学園中学校長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために
【ガイドライン】」の周知徹底について（通知）

教科書は、全ての児童生徒が学校の授業等における学習活動において必ず用いることとなる極めて公共性の高いものです。

子供たちの学力向上には、教員の指導力向上とともに質の高い教科書の実現が必要不可欠です。また、教員は教科書研究を通じて授業の質を高めることも重要であり、教科書づくりに教員が参画することは有意義なことです。そして、著作・編集から検定、採択、供給に至るまでのいずれの段階においても、適正に行われる必要があります。

今後、教員が教科書に積極的に関わりとともに、教科書採択の公正性・透明性を高めるため、留意すべき点を「質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために【ガイドライン】」としてまとめました。

については、周知徹底とともに、市町村教育委員会、市町村教育委員会事務局職員及び教職員一人一人がその内容を踏まえて行動するようお願いいたします。

なお、各教育事務所においては管内の市町村教育委員会へ、市町村教育委員会においては、管下の学校へ関係文書を送付願います。

担 当 埼玉県教育局市町村支援部
義務教育指導課 教科書担当
TEL 048-830-6746
E-mail a6750-02@pref.saitama.lg.jp

質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるために 【 ガイドライン 】

(1) 質の高い教科書づくり

大前提として、子供たちの学力向上には、教員の指導力の向上とともに質の高い教科書の実現が必要不可欠である。そのためには、日々の授業実践を通じて、教科書を前にした実際の子供たちの反応を見て知っている教員の教科書に対する意見を、教科書等の著作・編集等を通じて積極的に教科書発行者に伝えることが大切である。

また、教科書研究を通じて授業の質を高めることも大切であり、教科書発行者と関わること自体を良くないことと捉え、教科書研究が疎かになる事態は避けなければならない。

① 教員等の意見の反映

- ・ 質の高い教科書の実現のために、日々の授業実践を通じて得られた教員等の意見を積極的に伝える。

② 教科書づくりへの評価

- ・ 市町村教育委員会等は、教科書づくりに関与する教員等を積極的に評価する。

(2) 教科書発行者との関係

教科書採択の公正性・透明性の確保には、教科書発行者との関係において、どうすべきなのかを明確にする必要がある。

① 教職員について

- ・ 教科書発行者（関連会社を含む。）が発行する書籍等（教科書や指導書、教科書準拠教材、雑誌を含む。）の著作・編集に関わる場合は、服務規程等に定められた手続きを行う。

この場合、学校における調査研究を含め、関わった種目の採択に関わる事務には一切関与しない。

- ・ その他意見聴取等は、機会・期間を問わず、一切の金品（中元、歳暮を含む。）を受け取らない。かつ、一切の供応を受けない。また、検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たない。

この場合、学校における調査研究を含め、採択に関わる事務に関与できる。

② 教育委員会について

- ・ 教科書発行者（関連会社を含む。）が発行する書籍等（教科書や指導書、教科書準拠教材、雑誌を含む。）の著作・編集に関わる場合は、服務規程等に定められた手続きを行う。

この場合、採択権者（教育長、教育委員等）も関わった種目の採択には関与しない。

また、指導主事等は採択に関わる事務には一切関与しない。

- ・ その他意見聴取等は、機会・期間を問わず、一切の金品（中元、歳暮を含む。）を受け取らない。かつ、一切の供応を受けない。また、検定期間や採択期間は教科書発行者と一切の接触を持たない。

この場合、採択に関わる事務に関与できる。

(3) 会議の公開・議事録の公表

法令を踏まえ、採択の過程を積極的に公開・公表し、教科書採択の公正性・透明性に疑問を生じさせないようにしていくことが求められる。

① 会議の公開

- ・ 共同採択地区における採択地区協議会の会議
- ・ 単独採択地区における選定委員会の会議
- ・ 採択に係る教育委員会の会議

② 議事録の公表

- ・ 共同採択地区における採択地区協議会の議事録（無償措置法による努力義務規定）
- ・ 単独採択地区における選定委員会の議事録
- ・ 採択に係る教育委員会の議事録（地教行法による努力義務規定）

(4) その他

① 採択のために作成した資料の扱い

- ・ 調査員が作成した資料等の扱いについて、あくまでも参考であることを明示する。
- ・ 調査員が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努める。

② 不公正な行為への対応

- ・ 教科書発行者による不適切な行為や公正取引委員会の警告も勘案して、教科書を採択する。
- ・ 今後の採択において、不公正な行為があった場合には、採択のやり直しを検討する。また、不公正な行為のあった者（採択権者、調査員を含む。）については、次回の採択に関わる事務に関与できない。

③ 教育委員会が主体的に採択できる体制の整備

- ・ 勉強会を実施する。

質の高い教科書の実現と 教科書採択の公正性・透明性を高めるために

機会・期間を問わず、一切の金品・歳暮を受け取らない。一切の供応を受けない。

著作 ・ 編集

- ▶ 教科書等の執筆 ⇒ 服務上の手続
⇒ 教育委員会等による積極的な評価
- ▶ 教科書発行者による意見聴取等 ⇒ 金品受取不可
- ▶ 教員等の意見の反映 ⇒ 質の高い教科書づくりには不可欠

検定

- ▶ 教科書発行者との接触 ⇒ 一切禁止

採

- ▶ 教科書発行者との接触 ⇒ 一切禁止
- ▶ 教科書発行者と関わりを持った者 ⇒ 採択への関与禁止
- ▷ 調査資料の扱い ⇒ 採択権者の判断に資する「参考」資料
- ▷ 教育委員による主体的な採択 ⇒ 勉強会の実施

択

- ▷ 教科書発行者による過度な宣伝行為等 ⇒ 採択時に勘案
- ▷ 採択に関する会議・議事録 ⇒ 積極的な公開・公表

(凡例) 「▶」…教科書発行者との関わり、「▷」…採択までのプロセス

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（抄）

昭和三十八年法律第百八十二号

第三章 採択

（都道府県の教育委員会の任務）

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に關し、計画し、及び実施するとともに、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う採択に關する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。

（教科用図書選定審議会）

第十一条 都道府県の教育委員会は、前条の規定により指導、助言又は援助を行なおうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）の意見をきかなければならない。

2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。

（教科用図書の採択）

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

（同一教科用図書を採択する期間）

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（抄）

昭和三十九年政令第十四号

（教科用図書選定審議会の設置期間）

第七条 教科用図書選定審議会（以下「選定審議会」という。）を置く期間は、四月一日から八月三十一日までとする。

（選定審議会の所掌事務）

第八条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に應じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

- 一 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長の行う教科用図書の採択に關する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に關する重要事項
- 二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に關する事項

（同一教科用図書を採択する期間）

第十五条 法第十四条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間（以下この条において「採択期間」という。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第九条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、四年とする。